

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号ならびに
会社法施行規則第 189 条及び第 201 条に定める書面)

2023 年 1 月 5 日

株式会社情報企画

2023年1月5日

(分割会社) 大阪市中央区安土町二丁目3番13号
株式会社 情報企画
代表取締役社長 松岡 勇佑

(承継会社) 大阪市中央区本町二丁目1番6号
株式会社 アイピーサポート
代表取締役社長 松岡 仁史

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社情報企画(以下「分割会社」といいます。)及び株式会社アイピーサポート(以下「承継会社」といいます。)は、2022年11月8日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年1月1日として、分割会社はその営む不動産関連事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うこととし、相互の間で吸収分割を実施いたしました。

本吸収分割に関する事後開示事項は次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年1月1日

2. 承継した権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社の営む不動産関連事業に係る資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。分割会社から承継会社が引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ2,792百万円(概算値)、76百万円(概算値)です。

3. 分割会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本吸収分割について、会社法第784条第2項の規定に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

分割会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

なお、分割会社は、会社法 785 条第 4 項に基づき 2022 年 11 月 21 日付で株主に公告を行っております。また、2022 年 12 月 1 日付で株主に対し公告内容について一部訂正公告を行っております。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

分割会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、分割会社は、会社法 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条に基づき、2022 年 11 月 21 日付で官報公告及び電子公告を行いました。

4. 承継会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

承継会社の株主は分割会社のみのため、該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

承継会社の株主は分割会社のみのため、該当事項はありませんでした。

(3) 債権者の異議

承継会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、承継会社は、会社法 799 条第 2 項に基づき、2022 年 11 月 21 日付で官報公告を行うとともに、知れたる債権者には催告を行いました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2023 年 1 月 4 日

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

承継会社は、2023 年 1 月 1 日をもって次のとおり本店移転しております。

株式会社アイピーサポート

(旧本店) 大阪市西区阿波座一丁目 1 5 番 1 5 号

(新本店) 大阪市中央区本町二丁目 1 番 6 号

以上